

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 地域医療課
委託業務番号	令和6年度 長地医第52号
委託業務名称	湖北圏域病院再編事業支援業務
委託業務場所	長浜市内全域
業務の概要	<p>長浜市立2病院及び長浜赤十字病院(以下「3病院」という。)の病院機能及び診療科の再編並びに経営一体化の推進にあたり、市が、日本赤十字社や長浜保健所とともに設置する「湖北圏域病院運営検討会議」等を活用して、3病院がABC病院としてそれぞれに担う役割、診療機能や病床数等をまとめ、再編後の未来に希望が持てる基本構想(病院ビジョン)を策定する。</p> <p>そのために、当該運営検討協議会や各部会の運営、病院再編に係る各種課題や影響等を踏まえたデータ収集、調査分析等を支援する。</p>
履行期間	令和6年6月19日 から 令和7年3月25日
契約年月日	令和6年6月18日
契約額(税込)	39,541,700円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 大阪府中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング</p> <p>[商号又は名称] 有限責任監査法人トーマツ大阪事務所</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により提案書の提出を求め、同提案に関するヒアリングを実施し、その内容をプロポーザル選定委員会において評価した結果、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所を契約の相手方として特定した。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>